

論点に対する回答（法務省）

重点分野	商業登記等
省 庁 名	法務省
論 点	<p>1. 24時間以内の処理実現（役員変更登記等）</p> <p>役員変更登記等は、中小企業を含む大多数の法人が定期的に行うものであるため、迅速な処理が望まれる（仮に法人設立登記を優先的に迅速処理する一方で、他の登記を劣後させるという趣旨であれば、多数の法人にマイナスの影響が出かねない）。</p> <p>前回の当検討チーム（2月15日）において、貴省からは「業務の徹底的な電子化」を方針とされているとの回答を得ているところでもあるが、役員変更登記等は、既に24時間以内の処理を目指すこととした設立登記に比べて確認事項が少なく、より迅速な処理が可能と考えられる。</p> <p>日本経済再生本部の下に設置されている法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会でも設立登記について同様の議論がされているが、内閣官房IT総合戦略室で国際的な比較や技術的な実現可能性という観点から評価を受けた上で、役員変更登記等についても事務処理の自動化を導入し、24時間以内の処理を目指すべきではないか。</p>
【回 答】	<p>まずはオンラインによる設立登記について、24時間以内を目指すこととされたことから、これを実現するために、必要なシステム開発や印鑑届出の義務の廃止等の制度改正を行っていくこととしたい。</p> <p>ただし、設立登記以外の登記についても、登記の真実性を確保しつつ迅速処理を行うため、業務の徹底的な電子化を図っていくこととしている。具体的には、平成30年度から実施予定の登記情報システムの更改において、以下のような業務効率化（自動化）施策を実施予定である（平成32年度中の稼働予定）。これらの施策は、役員変更登記等についての適正迅速処理に資するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○受付登録の自動化 ○商号調査の効率化（自動化） ○申請情報と登記情報の自動突合による調査工程の簡略化 ○申請情報を用いた登記事項の自動作成機能

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>2. 電子化・オンライン化の推進</p> <p>(1) 本人確認手続の簡素化</p> <p>内閣官房IT総合戦略室に聴取したところ、電子署名を用いなくても、セキュリティに配慮したID・パスワード方式が技術的に可能と聞いている。内閣官房IT総合戦略室が3月末に示す予定のデジタル社会における本人確認方法見直しガイドラインを踏まえて、同室で国際的な比較や技術的な実現可能性という観点から評価を受けた上で、商業登記においても、ID・パスワード方式を検討されたい。</p>
【回答】	<p>前回（2月15日）ヒアリングでも回答したとおり、会社に法人格を付与して、その登記事項を公示するとともに、会社代表者の印鑑証明書及び商業登記電子証明書を発行している商業登記については、真実性の要請が強く求められ、ID・パスワード方式の採用は困難である。</p> <p>セキュリティに配慮したID・パスワード方式であっても、情報が改ざんされていないことの確認はできず、非改ざん性の証明は電子証明書のみで可能であると理解している。そのため、改ざんされた情報に基づき、不正な登記が行われた場合の悪影響が大きい商業登記については、電子証明書を活用することが相当である。</p> <p>なお、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）の「法人設立における印鑑届出の義務の廃止」においては、紙ベースの印鑑を提出しない者については、商業登記電子証明書の取得請求を行うことを許容する選択制へ見直すことを前提としている。そのため、印鑑届出の義務の廃止と併せて、商業登記電子証明書の使い勝手の向上策についても、法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会で取り上げられているところである。これらの施策を早期に実施する必要があるとされている状況の下では、ID・パスワード方式の導入の検討は、困難である。</p>

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>2. 電子化・オンライン化の推進</p> <p>(2) 添付書類ゼロ</p> <p>入札・契約（物品・役務）の簡素化（①申請書記載事項への一本化、②バックヤード連携、③入手可能な公開情報は改めて求めない（財務諸表）等）における「添付情報ゼロ」を参考に、添付書類の削減に向けて検討すべきである。</p> <p>例えば、死亡（既に行政機関が保有する情報）による役員変更届は、バックヤード連携があれば不要ではないか。また、株主リストは、例えば、公開会社等においては電子開示システム（EDINET）における有価証券報告書上の「主要株主の状況」等として入手可能ではないか。</p>
【回答】	<p>死亡届については、実務上、戸籍や住民票ではなく、遺族の作成した届出という簡易な書面が多く利用されているところであるため、情報連携の仕組みについては、費用対効果も踏まえ、検討させていただきたい。</p> <p>株主リストについては、そもそも有価証券報告書とでは作成基準時が同一ではない上、有価証券報告書上の「主要株主の状況」とは必ずしも項目が一致しない場合もあり、完全に株主リストに代替するものとするのは困難であるが、流用することが可能な場合もあることから、法務省ホームページにおいて、同族会社等判定明細書と併せて、流用する場合の記載例を案内しているところである。</p> <p>現在、多くの行政手続において、登記事項証明書の提出が必要とされているが、これは、会社は登記により法人格を取得し、登記事項証明書が会社の重要な事項を公示しているということを踏まえたものである。登記された事項については、登記官が所定の添付書面を基に審査してパスしたものが登記されるものであり事実上の推定力が働いていることから、民間の取引においても、登記事項証明書が信用され、重要な役割を果たしているものであり、ひとたび、不実の登記がされれば、会社財産の窃取や消費者被害等の重大な被害が発生しかねない。このような登記の性質上、登記は真実であることが強く求められている。</p> <p>現に商業登記については、近年、真実性の確保の要請を強くされているところである。</p> <p>しかしながら、法務省としても登記申請人の負担軽減は重要な課題と認識</p>

しており、登記の真実性を確保しつつ、お示しのあった入札・契約の簡素化における「添付情報ゼロ」を参考に、添付書面の削減について、検討していきたい。

重点分野	商業登記等																										
省庁名	法務省																										
論点	<p>2. 電子化・オンライン化の推進</p> <p>(3) オンライン申請率</p> <p>本人申請のオンライン申請率がほぼ0%である原因を分析されたい（大量に申請を行うことのない法人本人にとって、登記・供託オンライン申請システムの使い勝手が悪くないか等）。</p> <p>また、オンライン申請率の目標値について、以下フォーマットに記入いただく形で回答いただきたい（3月中に記入・提出いただき、基本計画にも反映いただきたい）。</p> <p>※2017年10月の値は、法務省提出資料（平成30年2月15日第2検討チーム資料2）による。（別添1参照）</p> <p>【代理人申請】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年10月</th> <th>2020年3月</th> <th>将来的な目標 (2022年3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人設立登記</td> <td>92.2%</td> <td>94.0%</td> <td>96.0%</td> </tr> <tr> <td>役員変更登記</td> <td>81.9%</td> <td>90.0%</td> <td>95.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本人申請】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年10月</th> <th>2020年3月</th> <th>将来的な目標 (2022年3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人設立登記</td> <td>0.0%</td> <td>3.0%</td> <td>25.0%</td> </tr> <tr> <td>役員変更登記</td> <td>1.1%</td> <td>3.0%</td> <td>20.0%</td> </tr> </tbody> </table>				2017年10月	2020年3月	将来的な目標 (2022年3月)	法人設立登記	92.2%	94.0%	96.0%	役員変更登記	81.9%	90.0%	95.0%		2017年10月	2020年3月	将来的な目標 (2022年3月)	法人設立登記	0.0%	3.0%	25.0%	役員変更登記	1.1%	3.0%	20.0%
	2017年10月	2020年3月	将来的な目標 (2022年3月)																								
法人設立登記	92.2%	94.0%	96.0%																								
役員変更登記	81.9%	90.0%	95.0%																								
	2017年10月	2020年3月	将来的な目標 (2022年3月)																								
法人設立登記	0.0%	3.0%	25.0%																								
役員変更登記	1.1%	3.0%	20.0%																								

【回 答】

本人申請のオンライン申請率がほぼ0%である原因については、商業登記電子証明書を含め、電子証明書の普及が図られていないことが原因であると考えられる。

商業登記電子証明書については、現在、使い勝手の改善や利用コストの見直しを検討中であり、それらの取組により、大幅な普及促進を企図している。

平成30年度から実施予定の登記情報システムの更改において、登記事項証明書や印鑑証明書等に会社法人等番号を格納した二次元バーコードを印字する機能を開発する予定であり、登記・供託オンライン申請システムにおいても、この二次元バーコードを読み取ることで、オンライン申請の際の申請書に会社・法人の商号等を自動入力することができる機能を開発する予定である（平成32年度中の稼働予定）。

重点分野	商業登記等																										
省庁名	法務省																										
論点	<p>2. 電子化・オンライン化の推進</p> <p>(4) 補正率</p> <p>補正率が高い（代理人申請でも1割超、本人申請では2～3割）が補正を受けている原因を分析されたい。また、補正率の目標値について、以下フォーマットに記入いただく形で回答いただきたい（3月中に記入・提出いただき、基本計画にも反映いただきたい）。</p> <p>※2017年10月の値は、法務省提出資料（平成30年2月15日第2検討チーム資料2）による。（別添1参照）</p> <p>【代理人申請】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2017年10月</th> <th>2020年3月</th> <th>将来的な目標 (2022年3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人設立登記</td> <td>14.1%</td> <td>11.3%</td> <td>9.0%</td> </tr> <tr> <td>役員変更登記</td> <td>13.2%</td> <td>10.6%</td> <td>8.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【本人申請】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本人申請</th> <th>2020年3月</th> <th>将来的な目標 (2022年3月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人設立登記</td> <td>23.5%</td> <td>18.8%</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>役員変更登記</td> <td>31.9%</td> <td>25.5%</td> <td>20.4%</td> </tr> </tbody> </table>				2017年10月	2020年3月	将来的な目標 (2022年3月)	法人設立登記	14.1%	11.3%	9.0%	役員変更登記	13.2%	10.6%	8.5%		本人申請	2020年3月	将来的な目標 (2022年3月)	法人設立登記	23.5%	18.8%	15.0%	役員変更登記	31.9%	25.5%	20.4%
	2017年10月	2020年3月	将来的な目標 (2022年3月)																								
法人設立登記	14.1%	11.3%	9.0%																								
役員変更登記	13.2%	10.6%	8.5%																								
	本人申請	2020年3月	将来的な目標 (2022年3月)																								
法人設立登記	23.5%	18.8%	15.0%																								
役員変更登記	31.9%	25.5%	20.4%																								

【回 答】

東京法務局におけるサンプル調査（H28. 1）の結果，設立登記の補正内容（67件）は，申請書や「登記すべき事項」の記載誤りが29件，添付書面の遺漏が8件で，合計37／67件（55％）を占めた。

このため，設立登記については，「登記すべき事項」の作成支援機能，添付書面情報の事前確認機能の開発を予定している。

上記機能のほか，法務省ホームページの記載例の充実等により，補正率については，2020年3月までの2年間で20％削減，また，2022年3月までの2年間でさらに20％の削減を目指すこととしたい。

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>2. 電子化・オンライン化の推進</p> <p>(5) 電子公告</p> <p>低コストかつ安全（改ざん防止及びセキュリティ）な方法で、電子公告を行う方法について、内閣官房IT総合戦略室で国際的な比較や技術的な実現可能性という観点から評価を受けた上で、検討いただきたい。</p>
<p>【回答】</p> <p>改ざんすることができない公共のサーバーを利用した電子公告を会社法上許容するか否かについては、電子公告調査機関の調査を不要とするに足りるだけの安全性等としてどの程度のものを必要とすべきであるかや、そのような安全性等を備えた公共のサーバーを準備する実現性やそれに要するコスト等を踏まえた慎重な検討が必要であると認識している。</p>	

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>3. コスト計測について</p> <p>「行政手続部会とりまとめ」の考え方に従い、「行政内部の処理時間」を含めず、「事業者の作業時間」を記載頂きたい。具体的な方法については、入札・契約における総務省の取組（別添2）を参照のこと。</p>
<p>【回答】</p> <p>御指摘を踏まえて、次回の計測から「事業者の作業時間」を計測し、記載することとしたい。</p>	

重点分野	商業登記等
省庁名	法務省
論点	<p>4. その他</p> <p>商業登記電子証明書の累計発行数について、前回の当検討チームにおいて累計約 90 万件とのご報告をいただいた。他方で、証明書の有効期間は最長 27 か月であることから、平成 30 年 3 月時点で有効なものは最大でも 25 万件程度と推測される。平成 30 年 3 月時点で有効な商業登記電子証明書の数について、法務省で把握している直近の値をお示しいただきたい。 (別添 3 参照)</p>
<p>【回 答】</p> <p>平成 30 年 2 月末時点における有効な商業登記電子証明書は 29, 151 件である。</p>	